

第 97 号 議 案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1 （第 2 条関係）						別表第 1 （第 2 条関係）					
総務部						総務部					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1 ～ 5 略						1 ～ 5 略					
6	旅 券 法（ 昭 和 26 年 法 律 第 267 号）第 20 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 までの 規 定 に 基 づ く 一 般 旅 券 の 発 給	一般旅券発給手 数料	情報通信技術 を活用した行 政の推進等に 関する法律 （平成14年法 律第151号）第 6 条 第 1 項 に 規定する電子 情報処理組織	1 件	<u>1,900円</u> <u>（旅券法</u> <u>第20条第</u> <u>2項の規</u> <u>定の適用</u> <u>を受ける</u> <u>場合に</u> <u>は、3,900</u> <u>円）</u>	6	旅 券 法（ 昭 和 26 年 法 律 第 267 号）第 20 条 第 1 項 第 1 号 から 第 3 号 までの 規 定 に 基 づ く 一 般 旅 券 の 発 給	一般旅券発給手 数料		1 件	<u>2,000円</u> <u>（旅券法</u> <u>第20条第</u> <u>2項の規</u> <u>定の適用</u> <u>を受ける</u> <u>場合に</u> <u>は、4,000</u> <u>円）</u>

			<u>を使用する方 法による申請</u>		
			<u>上記以外のも の</u>	1 件	<u>2,300円</u> (旅券法 第20条第 2項の規 定の適用 を受ける 場 合 に は、 <u>4,300 円</u>)
7 略					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月24日（以下「施行日」という。）から施行する。

(經過措置)

- 2 この条例による改正後の長崎県手数料条例の規定は、施行日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

旅券法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第228号）の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。